

令和4年 第4回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年4月20日（水） 午前10時00分～午前11時00分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第4回選挙管理委員会を開催します。

まず、案件1 公職選挙法の改正についての説明をお願いします。

（新家主幹）

それでは、公職選挙法の改正について説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。4月6日付けで、総務大臣から各選挙管理委員会委員長宛てに法改正について公布された旨の通知がございました。内容につきまして、資料2ページ以降に掲載されております。

まず、第1の1、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正についてでございます。内容としましては、選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等ということで、自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定が設けられたり、ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額が改定されたことなどがございます。また、投票所経費等の基準額の増額がなされております。

続いて、3ページの2、公職選挙法の一部改正についてでございます。内容としましては、国会議員等の政見放送でラジオを使用する機会がございますが、従来のAM放送からFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備により政見放送をすることができることとされたというものです。

後は、法改正に伴う様式や規則等の一部改正でございますが、内容につきましては、4ページ、5ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が、法改正の内容でございます。

（中井委員長）

ただいま説明いただいた内容につきまして、質問はございませんか。

（委員）

なし。

(中井委員長)

それでは、案件1については了といたします。

次に、案件2「その他案件」について説明をお願いします。

(中井事務局長)

その他案件といたしまして、令和5年に予定されております統一地方選挙等についてお話をさせていただきます。

統一地方選挙は、4年に一度、地方公共団体における選挙期日を全国的に統一して実施するものでございまして、通例では当該年の4月に実施され、前年の12月に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「臨時特例法」という。）が制定される予定となっております。基本的には、該当年の3月1日から5月31日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙が統一地方選挙の対象となります。本市では、この期間には大阪府知事、大阪府議会議員、堺市議会議員が該当します。

ここで、臨時特例法について、もう少し詳しく説明させていただきますと、臨時特例法では、従来「6月1日から6月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙を統一地方選挙として行うことができる」旨の条文が規定されていまして、5月31日までの間に任期満了となる選挙につきましては、自動的に統一地方選挙として行われるのですが、6月1日から6月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙につきましては、市の選挙管理委員会の議決により統一地方選挙として行うことができるということでございます。

この条文ができましたのは、平成7年1月の阪神淡路大震災によって、被災地における4月の議員選挙等の選挙期日及び任期満了が6月に延期されたことを契機とするものでございます。

しかしながら、平成29年制定の特例法によりまして、被災した自治体の議員又は長の任期満了日を、自治体の議会の議決で元に戻すことができるようになったことから、現在では被災した自治体の議員又は長の任期満了日が令和5年4月に変更されております。

このような事情により、臨時特例法に「6月1日から6月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙を統一地方選挙として行うことができる」旨の条文が継続して規定されるかは、現段階ではわかっておりません。

堺市長選挙についてでございますが、堺市長の任期は令和5年6月8日ですので、当該条文が削除された場合は、統一地方選挙としては行うことはできませんので、5月若しくは6月の日程での単独選挙となります。

一方、当該条文が継続して規定された場合は、堺市長選挙を統一地方選挙として行うかどうかは、12月の臨時特例法制定後に市選管で決定することになります。堺市長選挙を統一地方選挙と統合すれば4票選挙となり、投票場所の変更等調整に時間を

要しますし、1月上旬には市長選挙を統一地方選挙として行うことについての告示をしなければなりませんので、事前にある程度大きな方向性を御議論いただく必要があると思っております。

それで、仮に堺市長選挙を統一地方選挙として執行する場合の影響について説明いたします。

一点目は、投票率の向上ということでございます。統一地方選挙において複数の選挙を同日で行うことにより、有権者の関心を惹きやすく、単独選挙と比べて投票率の向上が予想されます。参考までに、堺市における前回平成31年の統一地方選挙の投票率は49.7パーセントで、同じ年の6月に単独で実施しました市長選挙の投票率は40.8パーセントでしたので、10ポイント近くの開きがあったということでございます。

二点目は、費用の抑制ということでございまして、市長選挙単独実施と比較して、概算で約1.1億円程度の経費を抑えることができると考えております。

次に、堺市長選挙を統一地方選挙として執行する場合の主な課題二点について説明いたします。

一点目は、当日投票所の確保についてでございます。本市では、全く種類の違う4票の選挙というのは初めてですので、狭隘な投票所については、投票場所等の調整が必要となります。投票所の変更や統合、投票所内の配置の工夫等の対策を行うことで、4票選挙に支障のない環境整備を行う必要があります。なお、公職選挙法上、指定都市では、投票場所は、選挙が執行されるたびに区選管の議決で決定し告示することになっておりますので、基本的に諸々の調整につきましては区選管が行います。

二点目は、開票事務の長時間化でございまして、2票ずつの開票を2回行うことが想定され、開票に時間を要することとなります。開票事務を効率的に行うためには、開票従事者の配置見直しや開票手順の徹底等が必要となると考えております。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明いただいた内容につきまして、質問や御意見はございませんか。

(星原委員長代理)

何点かお尋ねしたいことがあります。

まず、投票場所を決めるのは区選管ということですが、具体的にどのような流れで投票場所を決めるのですか。例えば、投票場所を変更する場合、区選管の職員が当該地域の自治会長と交渉するのか、それとも、有無をいわず地域の声は関係なく、区選管が一方的に決めるのですか。

(中井事務局長)

区や地域によりまして、事情や実情は異なると思います。最終的には区選管が決定するわけですが、それぞれの投票所が決められた経緯なども踏まえまして、投票所を変更することによる選挙人の利便性への影響も考慮した上で、区選管で案を練って、地域の声を聴きながら決定することになると思います。

(星原委員長代理)

例えば、一つの区に投票所が 30 か所あったとして、これを 20 か所に減らすというのと、投票所はできるだけ選挙人の近くでということと 30 か所を維持するために、小学校や中学校も含めて 30 か所のままにするという案を作るという流れの中で、投票所に近い、遠いということが一番の問題かと思うのですが、今日言って明日というわけにいかないでしょうから、何らかの事前の準備は必要になってくるとは思います。ただ、臨時特例法にこれまでの規定が継続するかどうか分からない中で、どのような形で準備をすればよいのでしょうか。

(中井事務局長)

各区選管は、特例法の内容が決まっていない中で、仮定の話として地域と調整するのは難しい面もあろうかと思えます。ちなみに、本市の 132 の投票所につきましては、小学校若しくは中学校の体育館を使用している所が大半ではありますが、地元の自治会館や地域会館を使用している所が全体の約 3 割の 40 か所程度ございます。ただ、これら約 40 か所が全て 4 票選挙に対応できないということではなく、投票所内のレイアウトを工夫することで対応可能な施設もございます。物理的に対応困難な施設につきましては、選挙人の利便性との兼ね合いも考慮しながら、どうしていくか検討しなければならないと思っております。その際は、小学校や中学校の体育館に変更するのか、或いは地域の中でその他の適当な施設はないのかということなどについて、事前の調査、調整が必要であると考えております。

(星原委員長代理)

調査、調整を進めながら、臨時特例法に当該条文が継続して規定されなかった場合はどうするのかということも含めて考えておかないといけませんね。地元の自治会には、投票立会人の推薦など選挙の際に協力いただいていることもありますので、地元自治会をないがしろにするわけにはいきません。区選管には、「臨時特例法に当該条文が継続して規定されて市選管が 4 票選挙を行うことを決定した場合は、投票所はこのようになる。」という前提で自治会との調整にあたってもらうことになろうかと思えますが、その辺りは問題ないのでしょうか。

(中井事務局長)

投票所につきましては、選挙を執行するたびに区選管の議決により正式に決まることとなりますので、自治会と調整する中で、どこまで公式に話をできるのかということについては難しい部分があると思います。ただ、物理的に4票の選挙に対応できない施設につきましては、代替施設の調整が必要になります。

(星原委員長代理)

区選管のことを考えると、臨時特例法に当該条文が継続して規定された場合と規定されなかった場合に対応できるように準備を進めておかねばならないと思います。スムーズに準備を進めておけば、正式に4票選挙を行うこととなった場合は、備品を購入するための予算について市議会で承認されておりますし、準備は間に合うでしょう。

ただ、我々としては、単に投票率の向上と経費の節減が見込まれるということだけで判断していいものかと思います。

仮に本市の市長選挙を統一地方選挙において執行して、現職が立候補し落選した場合、任期は6月8日までありますので、選挙の結果出された民意と異なる人が選挙の後2か月程市長の職を続けることとなります。そうなった時に、こういうことで本当によいのかという議論が出てくるかもしれません。当選した人が、2か月間も市長としての職務ができないという状況が生じることについて、我々は考えておかないといけないと思います。

それから、4票選挙とする場合には、人員確保の問題があると思います。新聞報道によりますと、昨年の衆議院選挙は、ミスがかなり多かったとのことでした。我々は選挙事務においてミスを犯さないということが一番大事だと思います。市民のみなさんが投票した一票が無にならないように体制をとらないといけないと思います。そのための人員確保が必要だと思います。開票については、2票ずつの開票を2回行うということで時間を要することになり、トラブルが発生すれば、開票の確定が明け方になることも考えられます。そうなった場合、開票事務には市の職員が当たっているわけですから、当日の仕事に影響を及ぼさないか懸念されます。我々は、これらのことを想定して、最終結論を出さないといけないと思います。

仮に4票の選挙を行った場合に、そのことについて市民から問題提起された場合にそれに対応できるように、臨時特例法が出るまでの間、いろいろな状況を考えて調査はしておかないといけないと思います。そして、出された臨時特例法の内容により、市選管において4票選挙を行うことについて結論を出した場合に、態勢が整っていないので対応できないということがあってはいけませんので、水面下で準備を進めておいていただいて、結論を待つという、本日の判断はどうでしょうか。

(中井事務局長)

最終的には臨時特例法の制定後、市選管の議決によって決まることとなりますので、

仮に、本日、大きな方向性を出していただいたとしても、後の定例会の議決でどのように決まるかという部分もございます。ただ、各区選管が地域に入って調整する際に、「まだ方向性は決まっていないが、仮にこうなった場合はこうなる」というような形で話をするのは、区選管の立場を考えると厳しいものがあるかと思います。今の段階で地域でどう説明するのか、非常に難しいと思います。説明の仕方の部分で、方向性を示した上で話をするのか、今、委員が話されたように、「どうなるかまだわからないが、臨時特例法の内容によっては4票選挙となる可能性があるので、その場合にはどうする」という形で話をするのか、これにつきましては、委員の皆様の議論の中での判断になるかと思っております。

(星原委員長代理)

我々市選管としては、どちらへ転ぶかわからない中で、ある程度大きな方向性というものは出せないと思います。方向性を出しておいて、臨時特例法に当該条文が規定されなかった場合にどうするのかということにもなりますので。区選管が地元と交渉するにあたっての程度の錦の御旗が必要なので、大きな方向性を出してほしいと言われても、それはいかななものかと思えます。

(中井委員長)

ただいま、星原委員のお考えや、危惧されていることにつきましてお聞かせいただきました。

松井委員はいかがですか。

(松井委員)

星原委員長代理がおっしゃるとおり、投票所の問題が完全に払拭されるのかどうかを事前にシュミレーションしてその結果を見せてもらいたいと思います。4票選挙とすることを市選管が決めたものの、現場はついていけないということは絶対にあってはならないことだと思います。

(中井委員長)

山口委員はいかがですか。

(山口委員)

両方の可能性を考えて、進めていくしかないだろうと思います。

(中井委員長)

我々堺市選挙管理委員会としましては、過去のことも踏まえて予測できる事態をしつかりと見据える必要があると思います。今後、出される臨時特例法の内容を踏まえ

て、準備できるところについては準備をしておかなければなりません。そのために、必要な経費を計上した予算についての了解を先の堺市議会で得たわけです。臨時特例法の制定を待っていては遅きに失しますので、これまでどおりの規定が継続される内容の臨時特例法が出されるであろうということを前提に準備だけは滞りなく進めておくことが大事だと思います。そして、臨時特例法が出されましたら、その時にあらためて正式な議題として協議させていただきたいと思います。事務局におかれましては、そのことを踏まえて準備を滞りなく進めてほしいと思います。事務局、よろしいですか。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

それでは、令和5年の統一地方選挙等についての案件は、以上で終わらせていただきます。

事務局から他にありませんか。

(中井事務局長)

本日の案件は以上です。

(中井委員長)

それでは、本日の委員会はこれで終了します。